

通知を受けた争議行為の実施内容を公表します

労働関係調整法（昭和 21 年法律第 25 号）第 37 条第 1 項の規定により、令和 7 年 5 月 23 日、伊勢赤十字病院労働組合から次のとおり争議行為を行う旨の通知がありました。

令和 7 年 5 月 27 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

1 事件

夏期闘争における要求について

2 日時

令和 7 年 6 月 4 日午前 0 時以降要求解決まで

3 場所

伊勢赤十字病院内の会議場、又は一部の職場

4 概要

あらゆる形の争議行為と、これに対する妨害排除の為の一切の争議行為